# 今こそ工事阻止行動の再開を

裁判支援市民の会会員・元佐大理工　豊島耕一

繰り返された「オスプレイは安全」という防衛省の説明が虚偽であり、また、防衛省からの安全性に関する説明に不合理な点はないとした山口祥義知事の発言（2018年8月8日の定例記者会見）の根拠も崩れました。したがって当然、防衛省は基地建設を中止すべきであり、知事もオスプレイ受け入れ・基地建設容認を撤回すべきです。

**阻止行動再開の好機**

そして、反対運動を進めて来た私たちは、当初行われたダンプ侵入阻止などの非暴力の阻止行動を再開すべきです。このタイミングを逃すべきではありません。

阻止行動が行われなくなったのは、警察が逮捕を仄めかしたからと言われますが、逮捕ごときに怯んでいて、戦争を、「新しい戦前」を止められるでしょうか？

**裁判を側面から支援**

警察は、抗議する市民の逮捕を考えるのではなく、違法な工事を進める業者と防衛省を取り締まるべきです（自治体警察として）。「住民の会」の有志が工事の差し止めを求める裁判を起こされていますが、仮処分の裁判でさえ時間がかかっていて、その間も工事が進み、税金が浪費されています。警察が工事を止めない以上、市民は「私人による法の執行」として、工事を止める権利があると思いますし、そうすべきだと思います。

このまま工事が進行すれば既成事実化が進み、運動の気勢を削ぎ、裁判にも悪い影響を及ぼすでしょう。少しでも工事を遅らせられれば反対の県民世論を勇気づけるでしょう。

**阻止行動のグループを**

警察はこのような行動を取り締まる方向で動くことは確実なため、直接行動は逮捕のリスクを伴います。一般の人にとって逮捕・勾留は、生活上の大きな困難を来たすので、誰でも取れる行動ではありません。しかし定年退職者などそのリスクを負うことができる人も少なくないと思います（私自身がそうです）。

そのような人たちを中心に阻止行動のグループを作ることを提案します。警察の理解を得るため、事前に警察法79条の県公安委員会への「苦情申し出」や、直接県警との対話を求める必要があります。そのため佐賀県民の方の参加は不可欠です。(2023/12/9)

**英国の反核運動「トライデント・プラウシェアズ」の手引書・日本語版4章76頁から（下のURL）**

手続きと新しい友達とを待つ　2000年2月14日

http://ad9.org/pegasus/peace/tp2000/handbook/tdihb0.html

**市民運動における**
**「逮捕」のイメージ、イギリスと日本**

（下中央）スコットランドの留置場に一泊したファスレーン基地封鎖行動・日本チーム参加者からの年賀状、2008年

（下右）「救援ノート」表紙　救援連絡センター発行、2019年版